

鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画見直し（概要版）

第1 概論（計画 P. 1～3）
【背景・目的】 本組合では令和元年8月に「鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）」を策定し、中長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示した上で、公共施設マネジメントに取り組んできました。 今回、策定から5年が経過し、その間、個別施設計画の策定、組合施設の民間譲渡（うなばら荘、白浜浄化場）、施設の大規模改修の実施（大山消防署、米子消防署南部出張所）など組合が保有する公共施設等の状況が変化したことから、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付総務省通知）を踏まえ、本計画の見直しを行うこととしました。 【対象】 本組合が保有する全ての公共建築物

第2 本組合が保有する公共建築物の現状（計画 P. 4～6）

本組合が保有する公共建築物・・・15施設、延床面積34,899.68㎡

築20年から29年の建築物の延床面積が、全体の54％を占めています。

＜施設分類別の施設数・棟数・延床面積＞

令和6年3月31日現在

種類	施設分類	施設の種類	平成30年度			令和5年度			増減 (㎡)
			施設数	棟数	延床面積（㎡）	施設数	棟数	延床面積（㎡）	
行政財産	行政系施設	消防施設 （消防局、各消防署、各出張所）	11	34	8,701.92	11	33	8,847.18	145.26
	供給処理施設	ごみ処理施設 （リサイクルプラザ） し尿処理施設 （米子浄化場）	4	27	27,511.86	2	13	13,822.00	△13,689.86 （エコスラグセンター、白浜浄化場）
	保健・衛生施設	高齢者福祉施設 （うなばら荘）	1	4	3,329.66	－	－	－	△3,329.66
	その他	火葬場施設 （桜の苑）	1	3	1,995.76	1	3	1,995.76	－
普通財産	未利用施設	旧エコスラグセンター	－	－	－	1	7	10,234.74	10,234.74
計			17	68	41,539.20	15	56	34,899.68	△6,639.52

＜築年数別延床面積割合＞

築年数	割合
築20～29年	54%
築30～39年	35%
築40～49年	7%
築10年未満	4%

《主な変更内容》

白浜浄化場、うなばら荘を民間譲渡したことなどにより、公共建築物の施設数は17施設から2施設減少して15施設に、延べ床面積は41,539.20㎡から6,639.52㎡減少して34,899.68㎡になりました。

第3 公共建築物の将来の見通し（計画 P. 7～9）
本組合が保有する公共建築物の将来の見通し（大規模改修及び更新等に係る経費）を把握するため、令和6年2月策定の第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）及び同種・類似施設の整備事例等に基づき、令和40年度までの各施設の更新費用について、中長期的な試算を行いました。 （1） 試算方法 ○ 消防施設（消防局・各消防署・各出張所）・火葬場施設（桜の苑） 保有している公共建築物を、現状のまま維持し続け、耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新費用を試算することとしました。 ○ ごみ処理施設（リサイクルプラザ・最終処分場） 令和14年度の稼働を目標とした次期処理施設の整備を進めることとしたことから、不燃ごみ処理施設、可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設費用については「施設整備概要」（令和5年策定）で示された額を用いることとしました。

○ し尿処理施設（米子浄化場）

米子浄化場については、令和１４年度を目途に米子市下水道施設と連携する計画となっていることから、大規模改修は行わないものとし
ました。
また、施設廃止後の活用策が定まっていないため、解体費用の試算は行わないものとします。

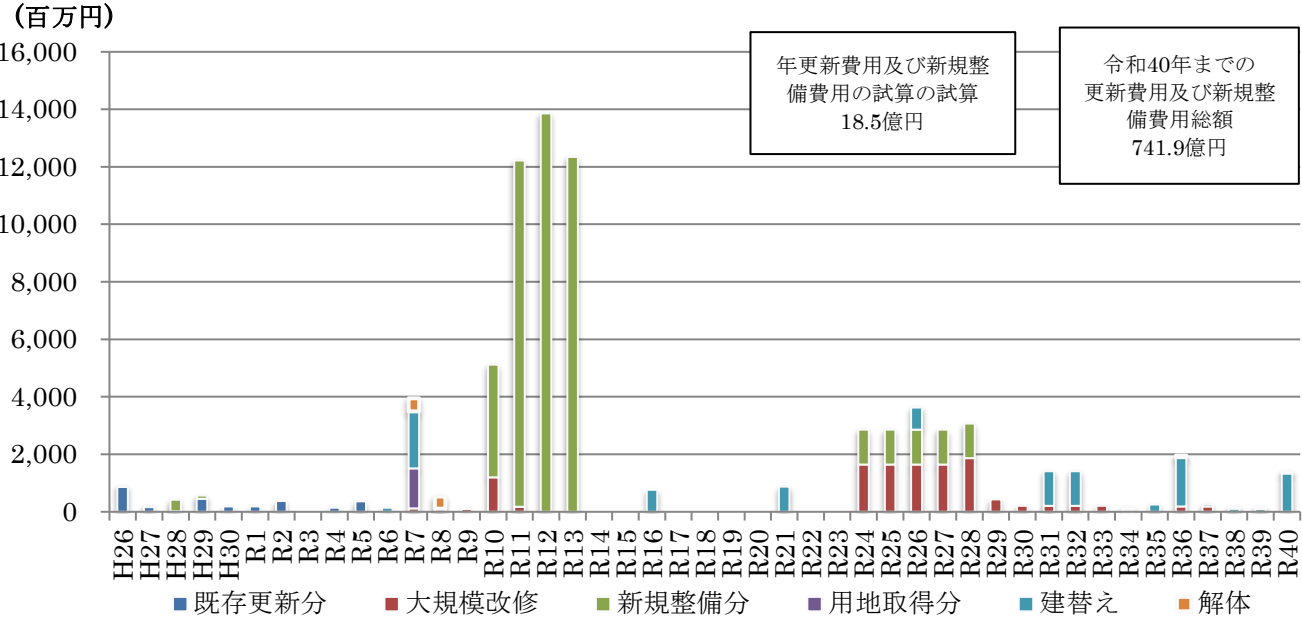
○ 未利用施設（旧エコスラグセンター）

旧エコスラグセンターは、解体するものとし解体費用は令和７年度、８年度に計上することとしました。

（２）試算結果

計画期間内で必要となる公共建築物の更新費用及び新規整備費用の総額は、約７４１.９億円（平均年額約１８.５億円）となる見込みです。

＜公共建築物に係る将来更新費用試算＞



《主な変更内容》

令和元年度から４０年度までの更新費用及び新規整備費用について、変更前は５５４.５億円であったものが、**７４１.９億円（１８７.４億円の増）**となりました。

これは、変更前は基本的に総務省の試算ソフトの単価による試算としていたものを、**新しいごみ処理施設の建設に係る費用（推計値）**について計画の進捗に合わせ変更したこと、また、**消防庁舎、火葬場等の改修費用について、同種・類似施設における整備事例の費用を用いた試算としたことにより増額となったものです。**

単位：百万円

施設分類	施設の種類	更新前	更新後	差額	増額となった主な内容
行政系施設	消防施設	10,965	11,490	525	○ 大規模改修については、施設ごとに試算を行ったことや試算ソフトの単価による試算から実績単価に変更したことにより増額となった。 新規整備・建替えについては、消防局庁舎の建替えを令和３５年から令和３７年の予定を大規模改修から３０年後の令和４０年から令和４１年（計画期間外）としたことなどにより減額となった。 【大規模改修】 22億9,000万円➡30億900万円 ※7億1,900万円の 増額 【新規整備・建替え】 86億7,500万円➡84億8,100万円※1億9,400万円の 減額
供給処理施設	ごみ処理施設（リサイクルプラザ、エコスラグセンター）、し尿処理施設（米子浄化場）	43,378	59,780	16,402	○ 新しいごみ処理施設の建設費について、リサイクルプラザの建設費や平均建築単価を用いて算出していたが、施設整備概要で示された額に改めたことにより増額となった。 (271億4,700万円➡約421億6,100万円) ※150億1,400万円の 増額 ○ エコスラグセンターの解体方針が決定したことから解体費用を追加したことにより増額となった。 ※8億4,200万円の 増額 ○ 米子浄化場について、米子市下水道部と連携する計画となったことから、延命化に対応するための改修を取りやめたことによる減額 ※37億3,600万円の 減額 ○ 新しいごみ処理施設の改修に係る費用を類似施設の建設費と基幹改良費との割合で算出したことによる増額 (65億9,500万円➡93億円) ※27億500万円の 増額 ○ 新しいごみ処理施設の最終処分場の更新費用を実績単価としたことによる増額 (45億円➡60億3,000万円) ※15億3,000万円の 増額
その他	火葬場施設（桜の苑）	1,111	2,929	1,818	○ 更新単価を試算ソフトの単価から類似施設の単価に変更したことから増額となった。 (7億2,000万円➡25億4,900万円) ※18億2,900万円の 増額 ○ 令和２年度に実施した大規模改修の計画額と実績額との差 (3億9,100万円➡3億8,000万円) ※1,100万円の 減額
		55,454	74,199	18,745	

第4 人口の見通し（計画P.10～11）

令和7年度以降の人口見通しについて、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023)」により示しました。

＜圏域内の人口と将来人口推計＞

(单位:人)

年度 市町村	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
米子市	148,271	149,313	147,317	143,197	139,896	136,313	132,430
境港市	35,259	34,174	32,740	31,293	29,642	27,984	26,308
日吉津村	3,339	3,439	3,501	3,530	3,541	3,538	3,508
大山町	17,491	16,470	15,370	13,969	12,869	11,768	10,699
南部町	11,536	10,950	10,323	9,653	8,945	8,266	7,612
伯耆町	11,621	11,118	10,696	9,923	9,314	8,696	8,066
日南町	5,460	4,765	4,196	3,654	3,177	2,752	2,396
日野町	3,745	3,278	2,907	2,540	2,240	1,959	1,692
江府町	3,379	3,004	2,672	2,333	2,047	1,795	1,572
計	240,101	236,511	229,722	220,092	211,671	203,071	194,283

※ 平成22年度、平成27年度、令和2年度は、国勢調査の値。

《主な変更内容》

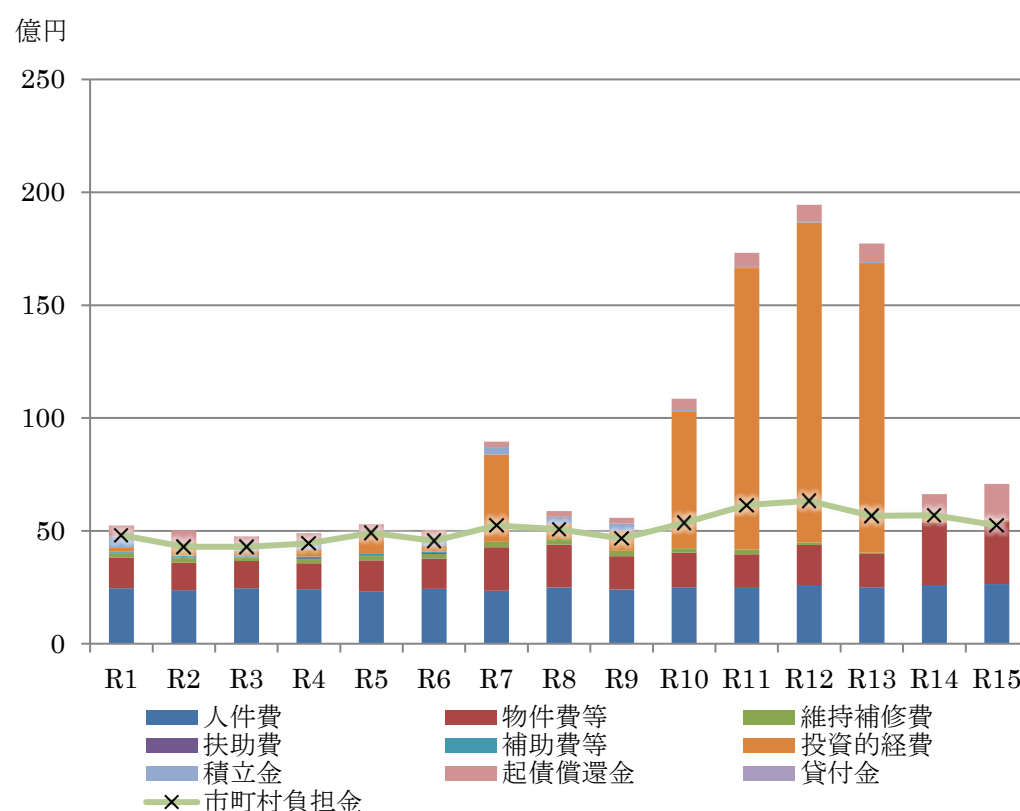
推計人口の根拠となる値について、変更前は構成市町村の「地方人口ビジョン」における値を使用していましたが、「地方人口ビジョン」の改定時期が構成市町村により異なることから、推計の条件を統一されるため「国立社会保障・人口問題研究所」が示す推計人口の値に変更しています。（※構成市町村の「地方人口ビジョン」の改定の状況を確認の上、推計値の変更を図っていきます。）

第5 財政の見通し（計画P.12）

令和5年度に更新した「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」（令和6年度から令和15年度）による財政見通しは、各年度の歳出予算額を50.4億円から194.5億円と推計し、投資的経費は年間0.42億円から141.8億円と見込んでいます。

なお、令和7年度は、新しい一般廃棄物処理施設建設のための用地取得等、令和10年度から令和13年度は、消防局庁舎の改修工事及び一般廃棄物処理施設の建設により、例年に比べ投資的経費が多くなっています。

＜歳出予算額並びに市町村負担金の推移と今後の見通し＞



※ R1～R6は当初予算額、R7以降は、令和5年度に更新した組合市町村圏計画（実施計画）の数値を採用

《主な変更内容》

財政推計の根拠について、変更前は平成30年度時点の推計値でしたが、令和5年度策定の「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」に示す推計値に変更しました。

第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等（計画 P. 13～14）
（1）課題の整理 ① 保有する公共建築物の老朽化及び新規整備 ② 人口減少・少子高齢化の進行 ③ 厳しい財政状況の見通し （2）基本方針 ① 公共建築物の最適化・効率的な利用 ・今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。 ・財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用や、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行います。 ・改修・改築等における施設規模の適正化を図ります。 ・施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。 ・施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPP や PFI 等の民間活力を取り入れた手法について検討を行います。 ② 長寿命化等の推進・維持管理費の抑制 ・計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。 ・改修・改築時における省エネ対策を実施します。 ・施設のバリアフリー化については、施設の大規模改修の際に、バリアフリー法及び鳥取県福祉まちづくり条例に基づく対応を図ります。 ・施設の改修の際に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた対応を図ります。 ・日常点検・定期点検により建築物の劣化・損傷情報等を蓄積し、計画的な保全を図ります。 ・中長期的な視点で予防的な修繕や更新を行う「予防保全型」の管理を推進することにより、維持管理コストの縮減を図ります。 ・点検・診断等により危険性の高さが確認された場合は、直ちに修繕対応又は利用中止等の措置をとることにより、利用者の安全確保を図ります。 ・指定管理者制度の導入等により、維持管理コストの縮減を図ります。 ・受益者負担の原則に基づき、定期的に施設利用料等の検証・見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。 ・電力入札の実施等、維持管理に係る財源確保策を推進します。 ・職員の技術的研修を計画的に実施します。 ・設備の更新時などの際、再生可能エネルギーの導入、省エネ性能に優れた機器の導入など、脱炭素化に向けた取組を推進します。 （3）計画期間 本計画の計画期間を、令和元年度から令和10年度までの10年間をします。 《主な変更内容》 「②長寿命化等の推進・維持管理費の抑制」に、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付総務省通知）において記載すべき事項として追加された「脱炭素化の推進方針」を記載しました。

第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針（計画 P. 15～16）
（1）行政系施設（消防局・各消防署所） ・消防力等整備計画に基づき、計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、庁舎の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進します。 （2）供給処理施設 ア ごみ処理施設（リサイクルプラザ） ・リサイクルプラザについては、リサイクルプラザ長寿命化計画に基づき、施設の効率的な維持管理を進め、長寿命化・延命化（目標年度：令和13年度）を図ります。 イ し尿処理施設（米子浄化場） ・し尿、浄化槽汚泥の処理については、現状及び施設の処理能力並びに処理対象物の量的・質的变化に対応した効率的な施設運営の観点から、令和3年3月に白浜浄化場を廃止し米子浄化場に集約し、さらに米子市下水道施設との連携を令和14年度に予定しています。 （3）その他施設（桜の苑） ・計画的な施設改修及び適切な維持管理を図ることにより、現施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を推進し延命化を図ります。 （4）未利用施設（旧エコスラグセンター） ・旧エコスラグセンターは、計画期間内（令和7年度から令和8年度の2か年）での解体撤去の方針が決定しています。 《主な変更内容》 し尿処理施設について、令和14年度に予定している米子浄化場と米子市下水道施設との連携方針を記載しました。 未利用施設について、令和7、8年度に予定している旧エコスラグセンターの解体撤去の方針を記載しました。

第8 計画の推進体制（計画 P.17）
（１）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等 本計画の推進に当たっては、全庁的な連携や情報共有を図る必要があり、関係部署が連携しながら取り組み、計画の進捗状況を管理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
（２）情報共有 本計画の進捗状況や見直しについては、適宜、構成市町村に対し、情報提供を行い、問題意識の共有を図り、公共施設等の適正な管理の実現を目指します。
（３）フォローアップの方針 本計画の計画期間内においても、社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟な対応を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。
《主な変更内容》 「（３）フォローアップの方針」について、計画期間内においても社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟に対応し適宜見直しを行う旨を記載しました。

第9 個別施設計画の策定

(1) 個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、本計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期を定めるものです。

(2) 策定期間

下表のとおり令和3年度末までにすべての施設で策定が完了しており、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

<個別施設計画の策定状況>

計 画	策 定 年 月	対 象 施 設
個別施設計画 供給処理施設（ごみ処理施設）	令和3年3月	リサイクルプラザ
個別施設計画 供給処理施設（し尿処理施設）	令和3年2月	米子浄化場
個別施設計画 その他施設（火葬場施設）	令和2年11月	桜の苑
個別施設計画 行政系施設（消防施設）	令和3年2月	消防局、各消防署、各出張所

《主な変更内容》

各施設の個別施設計画の策定状況（全ての施設で令和2年度末までに策定完了。）について記載しました。

鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画
令和元年８月発行
令和６年１２月改定
鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課
〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原１１２９番地１
電 話 （０８５９）２２－７７２２
ＦＡＸ （０８５９）５６－３１５２
E-mail soumuka@tottori-seibukoiki.jp